

～山梨県ものづくり人材就業支援事業費補助金～ 制度の流れ

応募対象者 (交付要綱 7 条関係)

申請

【大学生等】

- ①県内の対象業種企業に就職を希望する大学等の学生で、奨学金を借り入れ、返還予定の者
- ②大学等を卒業する翌月の初日から起算して、6カ月以内に、対象業種企業における、企画・開発、製造部門への就職を希望する者
- ③大学等を卒業する日以後直近の4月初日を起点とした10年間のうち、8年間以上県内に勤務し、かつ県内に定住する見込みであること

【既卒者】

- ①県内の対象業種企業に就職を希望する既卒者で、奨学金を借り入れ、滞納額がない者
- ②認定申請日の属する年度の翌年度の4月末日までに、対象業種企業における、企画・開発製造部門への就職を希望する者
- ③認定申請日の属する年度の翌年度の4月初日を起点とした10年間のうち、8年間以上県内に勤務し、かつ県内に定住する見込みであること
- ※大 学 等…大学、大学院、高等専門学校のうち、理学部、工学部（これらに準ずる学部、研究科、学科等を含む。）
- ※対象業種…県内に本社を有する対象業種に該当する中小企業、または対象業種に該当する企業のうち、勤務先を山梨県に限定した採用を行っている企業
- ※対象業種…プラスチック製品製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業
- ※応募時期…卒業予定日の属する年度の前年度の知事が指定する期間に応募する必要がある。

支給認定申請 (交付要綱 6 条関係)

認定

支給対象者 (交付要綱 9 条関係)

就職

- ①履歴書（様式第2号）②応募理由書（様式第3号）③大学生等にあっては奨学金の借り入れを証する書類④既卒者にあっては奨学金の返還を証するもの⑤在籍又は卒業した大学等の成績証明書⑥既卒者のうち県外企業に在職している者にあっては、その事実が分かる書類⑦既卒者のうち会社都合で離職した者にあっては、その事実が分かる書類⑧その他知事が必要と認める書類
- ①本補助金の受給を辞退しようとする場合
- ②奨学金の貸与を取り消され、又は辞退した場合
- ③留年、1年を超える期間の休学又は停学の処分を受けた場合
- ④退学した場合
- ⑤大学生等が大学等を卒業した翌月の初日から起算して、6カ月以内に対象業種企業に就職しなかった場合
- ⑥既卒者が認定通知日の属する年度の翌年度の4月末日までに対象業種企業に就職しなかった場合
- ⑦奨学金返済を滞納した場合

交付申請対象者 (交付要綱 3 条関係)

申請

交付申請 (交付要綱 10 条関係)

認定

交付対象者 (交付要綱 18 条関係)

報告

各年度報告・実績報告 (交付要綱 13・15・16 条 関係)

請求

支払

- ①大学等を卒業した翌月の初日から起算して、6カ月以内に対象業種企業に正規雇用で就業した者
- ②既卒者にあっては、交付申請の時点で返還残額があり、かつ滞納額がないこと、また、認定通知日以後、申請日の属する年度の翌年度の4月末日までに、対象業種企業に正規雇用により就業した者
- ③県内に勤務し、定住することを目的として県内に住所を有する者

- ①返還誓約書②連帯保証人の印鑑登録証③在職証明書④住民票の写し⑤奨学金の借り入れを証する書類⑥第6条第3項の支給対象者認定通知書の写し⑦その他知事が必要と認める書類

- ①会社都合及び病気、けが等やむを得ない事情による離職期間が、合算して12カ月を超えた場合

- ②自己都合（病気、けが等やむを得ない事情による場合を除く。）による離職期間が、合算して6カ月を超えた場合

- ③県外に転出した場合（ただし、会社都合による県外勤務期間を除く。）

- ④奨学金返済を滞納した場合

※取消前勤務期間3年以上 ⇒ 勤務期間のみ支給

- ⑤奨学金返済を免除された場合

※取消前勤務期間3年未満 ⇒ 支給なし（既支給額は返還）

- ⑥第13条による各年度報告を怠った場合

- ⑦他の自治体が行う奨学金の返還支援事業と重複した場合

- ⑧交付対象者から交付の辞退の申し出に伴う交付決定辞退届が提出された場合

- ①在職証明書（様式第11号）（県内勤務期間の確認）

- ②住民票の写し（県内在住の確認）

- ③奨学金の返還を証するもの及び奨学金の返還明細書

- ④概算払請求書（毎年払いを求める場合のみ）

- ※補助対象期間終了後は実績報告

交付金額の1／8×勤務が確認できた月数÷12月を概算払い

※補助対象期間終了後は精算払い